

東京都北区分別収集計画

令和元年6月7日

1 計画策定の意義

廃棄物処理及び清掃行政は、廃棄物の発生量の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫等を背景に、従来の焼却処理及び埋立処分を中心としたものから環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。循環型社会の形成にあたっては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）をはじめとする関係法令の遵守に加え、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄といった経済性及び効率性を優先した社会経済システムを見直し、社会を構成する消費者、事業者及び行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、適切に履行することが求められる。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が完全施行されてから18年が経過し、消費者の分別意識の向上や容器包装廃棄物の分別収集が浸透してきたが、循環型社会の形成や資源の有効利用のためにも、より一層の取組みの推進が必要である。

国は、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、環境負荷の低減により高い効果が期待できる2R（リデュース・リユース）を中心とした発生抑制・再使用の取組みがより進む社会経済システムの構築に向けた取組みの推進を掲げており、生活に身近な容器包装廃棄物の排出抑制等の取組みの強化が求められる。

北区では、平成26年1月に東京都北区資源循環推進審議会から「更なるごみの減量化のための具体策について」の答申を受け、発生抑制・排出抑制を原則としたごみの減量化に向けて優先的に取組む事業及び引き続き検討を要する事業などについて提言された。

このような状況を踏まえて、より一層のごみの減量及び資源化を促進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、平成27年3月に北区一般廃棄物処理基本計画2015を策定し、ごみ排出量及び区民1人1日あたりのごみ排出量を新たなごみの減量目標として掲げ、ごみの減量施策や資源化施策を推進していくとしている。

本計画は、容器包装リサイクル法第8条に基づき、これまでの北区における循環型社会形成のための理念や施策を踏まえた上で策定するものであり、一般廃棄物の中で相当な割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化することによって、資源の再利用と廃棄物の減量を促進することを目的とするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっては、北区一般廃棄物処理基本計画 2015 に示された以下の基本理念と基本方針に準拠するものとする。

(1) 基本理念

計画目標年次(令和6年度)において、北区一般廃棄物処理基本計画 2015 の基本理念である「～ごみをつくらない、ごみをださないから始まるごみゼロのまちづくり～」のもとに、更なるごみの減量化、資源化の促進と適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちづくりを目指す。

(2) 基本方針

前述した基本理念のもと、本計画を実施するにあたっての基本方針を次のとおり定める。

① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

- ・区民と地域の人たちの自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を強化していく。
- ・3Rの普及啓発、特に環境負荷の低減に向けて効果の高い2R（リデュース・リユース）の広報活動を推進する。
- ・拡大生産者責任を基本に、製品の製造段階を含めて容器包装の削減や再使用商品の優先など、ごみの「発生抑制」「排出抑制」について、他の自治体と連携して製造事業者や販売事業者に対して協力を要請する。

② 更なるごみの減量化

- ・ごみの減量のために、「発生抑制」「排出抑制」を中心に推進していく。
- ・生ごみの減量化、雑がみ分別の徹底、小型家電を含む金属資源の回収など、資源化を推進する。また、廃プラスチック類の資源化についても、環境負荷や経済面など様々な観点から総合的に引き続き検討する。
- ・販売事業者が行っている資源回収の推進を支援する。また、集積所での回収が困難な資源について、身近な回収場所として公共施設等施設管理者の協力を得て回収場所の拡大に努める。
- ・減量効果に有効な家庭ごみの有料化と併せて、ごみの減量、分別の推進や排出者の責任が明確となる戸別収集の地域の拡大について引き続き検討する。
- ・事業系ごみの減量と適正処理について、普及啓発と排出指導を充実させていく。

③ ごみの適正処理の推進

- ・ごみや資源の収集体制の効率化を推進する。
- ・地域特性に応じたきめ細やかな収集体制の構築に努める。
- ・ごみの分別徹底を促進し、適正処理の確保に努める。
- ・清掃関連施設の適正な維持と管理を行う。
- ・共同で実施している中間処理体制の確保に努める。
- ・埋立て処分量の削減に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期、令和6年度を目標年度とする5ヵ年とし、3年ごとに改定するものとする。

計画期間	令和2年度～令和6年度
------	-------------

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、発泡トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	22,458	22,571	22,695	22,836	22,895

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策を推進する。

（1） 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

- ① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- ② 区民への的確な情報提供
- ③ 区民及び事業者と連携したごみ減量への取り組みの推進
- ④ 環境学習などによる人材育成の推進
- ⑤ 表彰事業などの創設

（2） 更なるごみの減量化

- ① ごみの減量・リサイクルの取り組み
- ② 戸別収集の地域拡大の検討
- ③ 家庭ごみの有料化の検討
- ④ 排出事業者に対する助言・指導の拡充による処理責任の徹底
- ⑤ 製造・販売事業者自らが行うリサイクル活動の推進
- ⑥ 資源回収業者の支援及び資源回収ルートへの促進

（3） ごみの適正処理の推進

- ① 効率的な収集運搬体制の構築
- ② 普及啓発による分別徹底の推進
- ③ 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
- ④ 安全な収集運搬体制の構築
- ⑤ 事業経費の分析と情報提供の実施
- ⑥ 高齢社会にふさわしいリサイクル・清掃事業のあり方の検討

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の設備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、区民の協力度、北区が有する収集機材、施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	499		497		496		495		491	
主としてアルミ製の容器	421		424		427		430		431	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,073		1,059		1,045		1,031		1,014	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	1,073	0	1,059	0	1,045	0	1,031	0	1,014
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	470		466		461		457		451	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	470	0	466	0	461	0	457	0	451	0
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	794		784		773		763		750	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	794	0	784	0	773	0	763	0	750	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	16		14		13		13		12	
主として段ボール製の容器	4,013		4,143		4,276		4,415		4,539	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,371		1,381		1,391		1,401		1,406	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	1,371	0	1,381	0	1,391	0	1,401	0	1,406
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		4		4		4	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	3	0	3	0	4	0	4	0	4

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{容器包装廃棄物の排出量} \times \text{分別排出率}$$

分別基準適合物ごとの過去数年の収集実績と人口変動率を基に容器包装廃棄物の排出量の推移を求め、排出時の協力率を基に算定した分別排出率を乗じて算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集運搬段階	選別保管等 段階
スチール製容器		缶	・ 区委託業者によるステーション回収	・ 委託業者 ・ 民間業者
アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	・ 区民団体による集団回収	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器包装		紙パック	・ 区委託業者による拠点回収 ・ 区民団体による集団回収	
段ボール		段ボール	・ 区委託業者による集積所回収 ・ 区民団体による集団回収	
ペットボトル		ペットボトル	・ 区委託業者によるステーション回収	
その他のプラスチック製容器包装		発泡トレイ	・ 区委託業者による拠点回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6項）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理（選別・ 圧縮・保管等）
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	委託業者の施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	委託業者の施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	回収ボックス 等	2 t パッカー車	民間業者の施設
段ボール	段ボール	バラまたは 縛る	2 t 平ボディ車	委託業者の施設
ペットボトル	ペットボトル	網袋等	2 t パッカー車	委託業者の施設
その他のプラスチック製容器包装	発泡トレイ	回収ボックス	2 t パッカー車	委託業者の施設

集団回収については、各団体と契約している民間業者において収集し、中間処理を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項7号）

区民や事業者の幅広い意見や要望を反映させ、かつ区民・事業者・区の三者の協力と役割分担のもと、分別収集と再商品化が円滑に推進できるよう、既存の清掃協力会・地域リサイクラー協議会との連携等を検討し、三者が一体となった推進体制を整備する。

また、区民や事業者による資源回収を促進するため、集団回収に対する支援、広報による普及啓発等を行う。